

過積載防止対策マニュアル

令和8年4月

東京都財務局

目 次

第1 基本的考え方	1
1 目的.....	1
2 適用範囲.....	1
3 過積載の定義.....	2
4 過積載等に関する法令.....	3
4.1 道路交通法 [第 57 条]	
4.2 道路法 [第 47 条]	
4.3 貨物自動車運送事業法 [第 17 条]	
4.4 ダンプ規制法	
4.5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
第2 過積載防止対策	6
1 工事契約時の取組.....	7
1.1 特記仕様書への記載	
2 施工段階の取組.....	7
2.1 施工計画書への記載	
2.2 工事現場での過積載防止対策	
2.2.1 積み込み状況等の管理	
2.2.2 自重計等による計測管理	
2.2.3 工事関係者への啓発等	
2.2.4 その他	
2.3 計量票発行機関へ搬出する場合の取組	
2.3.1 搬出車両記録表の作成	
2.3.2 改善措置等	
2.4 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取組	
3 過積載車両を確認した場合の取り扱い	10
3.1 改善指示	
3.2 改善命令	
3.3 工事成績への適切な評価	
3.4 工事変更処理	
4 建設土砂等の工事間利用がある場合の取り扱い	10
4.1 車両情報の調査	
4.2 工事間利用相手工事への通知	
5 その他取組	11

(関係様式集)

1	自重計計測記録表 (様式1)	13
2	搬出車両記録表 (様式2)	14
3	改善報告書 (様式3)	15
4	工事間利用の過積載車両報告書 (様式4)	16
5	工事間利用の過積載車両確認通知 (様式5)	17
6	搬出車両記録表 (発生土) (記入例1)	18
7	搬出車両記録表の報告 (記入例2)	19
8	搬出車両記録表 (コンクリート塊) (記入例3)	20
9	搬出車両記録表の報告 (記入例4)	21

(参考資料)

1	資材重量 (参考値)	23
2	産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)	24
3	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	25
4	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令	31
5	土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令	33
6	その他関連する法令	35

過積載防止対策マニュアル

策 定 平成28年4月1日27財建技第356号
改 正 令和8年4月1日7財建技第372号

第1 基本的考え方

1 目的

財務局の管理する工事では、受注者が道路法、道路交通法及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「ダンプ規制法」という。)等の法令事項を遵守するよう指導し、東京都工事標準仕様書においても過積載防止及び交通安全の確保を明記して、過積載防止に取り組んできている。さらに、定期的の実施する過積載防止対策現場総点検や日頃の工事監督時には、監督員自らが点検することで、徹底した積載量の管理に努めているところである。しかし、このような取組にもかかわらず、未だに一部の工事において、過積載車両が確認されている。

過積載は、車両の操作性の低下を招き交通事故を誘発するとともに、道路や橋梁等の損傷の一因となっている。さらに、エンジンや車体に過大な負担をかけ、騒音、振動及び排気ガスの増大など環境の悪化を招く要因ともなる。

財務局では、過積載防止の一層の強化を図るため、土砂等に加え、解体工事や設備の改修工事時に多く発生する金属くず等の有価物(以下「金属くず等」という。)やその他建設廃棄物を対象とした「過積載防止対策マニュアル」(以下「本マニュアル」という。)を策定し、工事の設計段階から施工段階における発注者、受注者及び下請負者が過積載防止対策を統一的に推進して、工事現場から過積載車両を根絶していくものとする。

2 適用範囲

本マニュアルは、土砂等、金属くず等及びその他建設廃棄物(以下「建設土砂等」という。)を運搬する自動車(以下「ダンプカー等」という。)に関する過積載防止対策についてまとめたものである。対象工事は財務局が施行するすべての工事である。

運搬の対象となる土砂等、金属くず等、その他建設廃棄物とは以下に示すものを言う。

(1) 土砂等

土砂等とは、ダンプ規制法第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されており、次に示すものを言う。

(ア) 土、砂利及び砕石

(イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

(2) 金属くず等

金属くず等とは、配管類、電線類、鉄筋類等の有価物を言う。

(3) その他建設廃棄物

その他建設廃棄物とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を除くものを言う。

3 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為を言う。

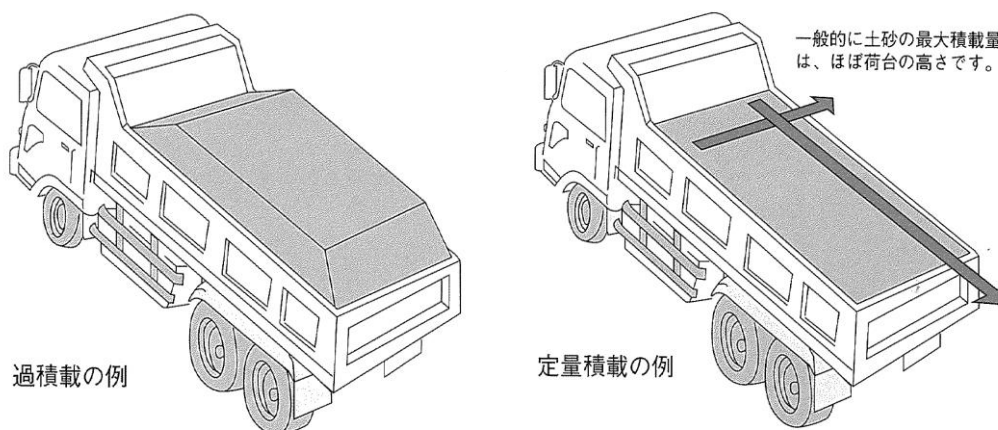
本マニュアルでは、ダンプカー等において、建設土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という。）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。（図－1）

図－1 自動車検査証「車検証」見本

自動車検査証		平成 20年 1月	
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別
金沢 530 さ 6	平成 20年 1月 16日	平成 18年 1月	小型自動車
車台番号	長さ	幅	高さ
ニッサン [213]	5m	1.6m	1.8m
型式	原動機の型式	燃料の種類	型式指定番号
UA-BNK12	CR14	1.38L ガソリン	11565
所有者の氏名又は名称	住所	最大積載量	車両重量
石川県金沢市	石川県金沢市	1020kg	1295kg
使用者の氏名又は名称	住所	前軸重	後軸重
***	***	389kg	153kg
使用の本拠の位置	有効期間の満了する日	別記	別記
***	平成 21年 8月 日		

なお、土砂をダンプカー等に積み込む場合、積載物の比重により多少の違いはあるが、一般的に積載状況がほぼ荷台枠の高さとなる量が最大積載量となる。（図－2）コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等の最大積載量は、一般的に荷台枠から 20 センチメートルまでの高さが目安となる。

図－2 定量積載と過積載の例（土砂）



4 過積載等に関する法令

過積載を防止するための法規等は、以下のとおりである。

4.1 道路交通法 [第 57 条]

車両の運転者は、車検証に記載された最大積載量を超えて積載をして車両を運転することが禁止されている。

4.2 道路法 [第 47 条]

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両重量等の限度を車両制限令で定め、原則としてこの制限を超える車両は道路を通行することが禁止されている。

なお、車両制限令第 3 条では、車両総重量の一般的な限度を 20 t としている。

4.3 貨物自動車運送事業法 [第 17 条]

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引き受け、過積載を前提とする運行計画の作成及び運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されている。

4.4 ダンプ規制法

(1) 許可条件等の表示[第 3 条][第 4 条]

土砂等の運搬の用に供する車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上のダンプカー等（以下「大型ダンプカー」という。）の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。（図－3）

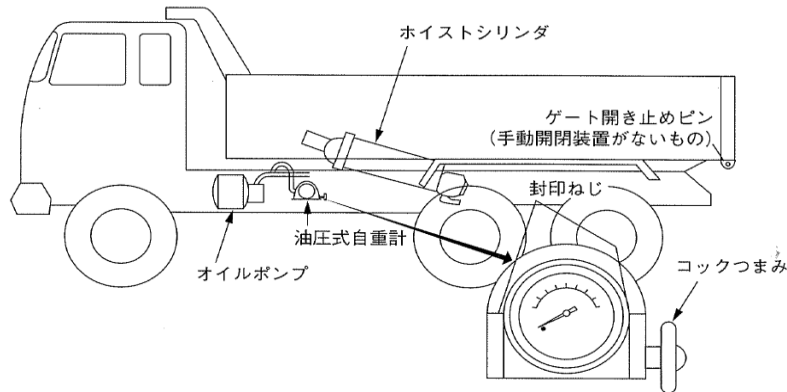
図－3 表示番号



(2) 自重計の設置[第6条]

土砂等を運搬する大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置（以下「自重計」という。）を取り付けることが義務付けられている。（図－4）

図－4 自重計（アナログ指示機構の例）



4.5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

本マニュアルにおいて対象となる産業廃棄物を運搬する車両は、車体の外側に産業廃棄物の収集運搬車である旨等の表示が必要になるとともに、運搬車両には、運搬中の産業廃棄物に関する情報等を記載した書面等を備え付ける必要がある。

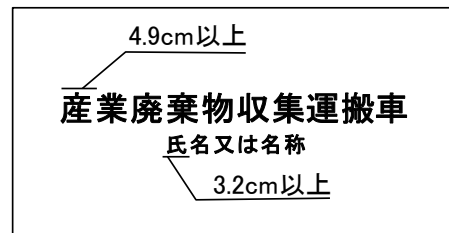
(1) 運搬車両の表示について

次の項目を車両の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示する。（図－5）

図－5 車両への表示内容

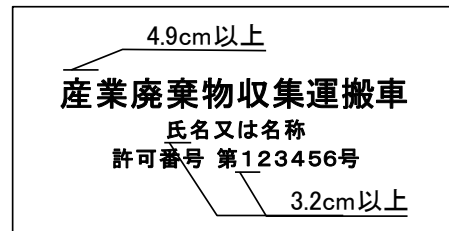
排出事業者が自ら運搬する場合

- 産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨
- 排出事業者の氏名又は名称



産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合

- 産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨
- 許可業者の氏名又は名称
- 統一許可番号（下6けた）



(2) 書類の備え付けについて

産業廃棄物を運搬する際には、運搬車両に以下の書面を備え付ける必要がある。(図
- 6)

図-6 運搬時に備え付ける書類

排出事業者が自ら運搬する場合

○以下の内容を記載した書面

- ・氏名又は名称および住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・積載日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

■氏名又は名称及び住所 ○株式会社 ○県○市○町○番 ■産業廃棄物の種類・数量 廃○○○○・○○トン ■積載日 ○年○月○日 ■積載した事業場 ○○○工場 ○県○市○町○番 TEL○○-○○○○-○○○ ■運搬先の事業場 ○○○リサイクルセンター ○県○市○町○番 TEL○○-○○○○-○○○

産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合

○産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）

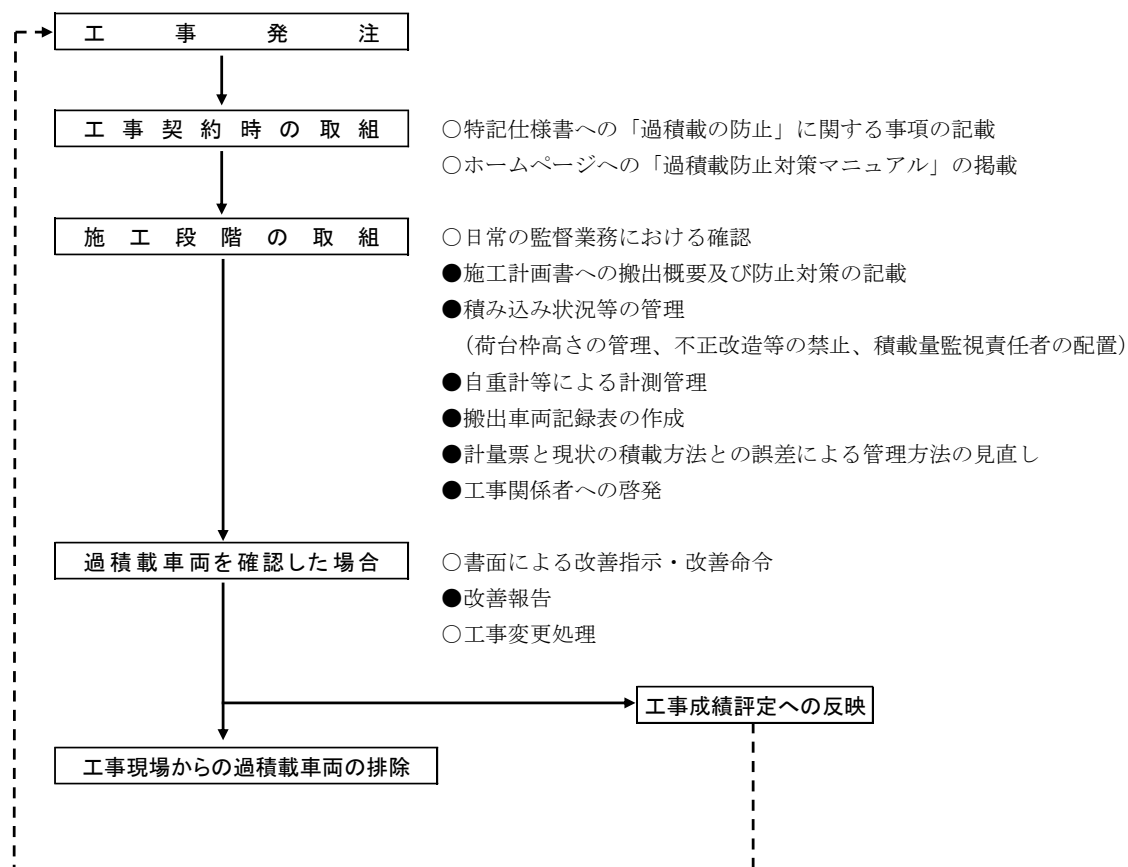
○以下の内容を記載した書面

- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・委託者の氏名又は名称
- ・積載日
- ・積載した事業場の名称、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、連絡先

産業廃棄物管理票
産業廃棄物 収集運搬業許可証 (写し)
■産業廃棄物の種類・数量 廃○○○○・○○トン ■委託者の氏名又は名称 ○株式会社 ○県○市○町○番 ■積載日 ○年○月○日 ■積載した事業場 ○○○工場 TEL○○-○○○○-○○○ ■運搬先の事業場 ○○○リサイクルセンター TEL○○-○○○○-○○○

第2 過積載防止対策

工事契約時、施工段階及び過積載車両を確認した場合における過積載防止対策の実施フロー図を以下に示す。



○ 発注者の作業

● 受注者の作業

1 工事契約時の取組

1.1 特記仕様書への記載

設計者は、過積載防止への取組について、特記仕様書に明記する。

< 記載例 >

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は東京都財務局のホームページを参照する。

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html>

2 施工段階の取組

2.1 施工計画書への記載

受注者は、施工計画書の作成に当たっては、過積載防止計画として、搬出物ごとに、以下の事項を記載する。

(1) 搬出概要

記載例

例) 契約件名：〇〇道路〇〇工事

工事場所：東京都〇〇区〇〇〇〇

工期、履行期間又は履行期限：〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日

搬出物：コンクリートガラ

搬出量：〇〇〇トン

搬出先：再利用センター

運搬方法：10t ダンプ

運搬経路：別紙図面添付

(2) 過積載防止対策

- ・積載量の管理・点検方法
- ・積載量監視責任者
- ・工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動
- ・その他必要な事項

2.2 工事現場での過積載防止対策

2.2.1 積み込み状況等の管理

(1) 荷台枠高さの管理

受注者は、土砂をダンプカー等に積み込む場合には、荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。ただし、土質条件（比重、含水比等）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には、積載量の管理方法について新たに検討し、監督員の承諾を得なければならない。

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等については、荷台枠から20cmまでの高さが最大積載量の目安である。

また、土砂等以外は、「資材重量（参考値）」（参考資料）などを参考にして、積載量の管理方法について検討し、監督員の承諾を得なければならない。

（2）不正改造等の禁止

受注者は、法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにしなければならない。

（3）積載量監視責任者の配置

受注者は、建設土砂等の搬出物の積み込み状況及び積載量を常時監視する積載量監視責任者を適切に配置しなければならない。

（4）産業廃棄物運搬車の取扱い

産業廃棄物運搬車で土砂運搬を行うなどの目的外使用をしないこと。産業廃棄物の運搬にあたっては、飛散・流出を防止することができる構造の車両を使用すること。また、運搬車両にはシート・ロープによる飛散・落下対策を行うこと。

2.2.2 自重計等による計測管理

（1）積載量の計測等

受注者は、土砂等を現場外へ搬出する場合、各搬出物ごとに作業日あたり1回以上積載量を自重計又はトラックスケール等（以下「自重計等」という。）で計測し、過積載でないことを確認しなければならない。

なお、自重計による計測にあたっては、土砂等を均等に積載し、かつ平坦な路面に停止している状態で計測することとする。また、その際、自重計等の計測値、計測日時及び車両番号等を記録・整理するとともに（様式1）、当該車両の土砂等の積み込み状況及び積載状況等を写真撮影しなければならない。

（2）計測方法及び整備等

土砂等の搬出に大型ダンプカーを使用する場合、自重計による積載量の計測については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計等技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を用いて計測するものとし、受注者は適正に点検整備された自重計を有する車両の使用を徹底しなければならない。

また、受注者は、大型ダンプカーに備え付けの車検証及び「自重計技術基準適合証」の有効期限等を確認した上で、その複写を整理保管し、監督員からの請求があった場合には、直ちに提示しなければならない。

なお、車両運送法及び計量法等により、車検証と自重計技術基準適合証の有効期限は次のとおりである。

- （a）ダンプカー等の車検証： 1 年間
- （b）自重計技術基準適合証： 1 年間

2.2.3 工事関係者への啓発等

受注者は、過積載防止を一層徹底するため、工事関係者への周知徹底及び過積

載防止への啓発を行うなどして、過積載防止の促進に努めることとする。

2.2.4 その他

- (1) 受注者は、建設土砂等の搬出物を工事場所から受注者の管理するストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、ダンプ規制法の目的に鑑み、ダンプ規制法第12条に規定する(a)～(e)の事項の全部又は一部を行うことを主たる目的とする団体への加入者の使用を促進することとしていく。
 - (a) 構成員が行なう交通事故の防止を図るための措置に関する指導、調査及び研究
 - (b) 構成員が雇用する運転者の技能及び教養の向上を図るための指導、調査及び研究
 - (c) 団体としての交通安全に関する意見の公表又は行政庁に対する申出
 - (d) 行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁が交通安全に関し行なう措置に対する協力
 - (e) ダンプ規制法その他交通関係法令及び労働基準関係法令の違反行為の予防

2.3 計量票発行機関へ搬出する場合の取組

受注者は、建設土砂等の搬出物を「東京都建設発生土再利用センター」などの積載量が記載された伝票（以下「計量票」という。）を発行する機関等（以下「計量票発行機関等」という。）へ搬出する場合には、以下に示すとおり、この計量票のデータをフィードバックし、積載量の管理方法等の継続的改善を行い、過積載防止に努めなければならない。

2.3.1 搬出車両記録表の作成

受注者は、計量票及び車検証に記載されている最大積載量等のデータを基にすべての搬出車両を対象に「搬出車両記録表」（様式2）を作成し、積載量及び搬出量を管理するとともに、定期的に監督員に提出する。受注者は、搬出車両記録表の作成に伴い、搬出車両記録表と現場で管理している積載量の誤差を定期的に確認し、積載量管理方法の見直しを行う。

また、工事完成後は工期、履行期間又は履行期限中のすべての搬出車両記録表を提出しなければならない。なお、監督員から請求があった場合には、直ちに関係資料を提示しなければならないものとする。

2.3.2 改善措置等

受注者は、計量票等の記録書類により過積載を確認した場合には、直ちに監督員に報告する。その際に、過積載の原因を調査し、積載量管理方法の見直し及び過積載防止対策の改善措置を講じなければならない。

2.4 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取組

計量票発行機関等以外の施設（株式会社建設資源広域利用センター（UCR）事業地及び民間の受入地（指定処分(B)）等）へ建設土砂等を搬出する工事については、受注者が自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。

3 過積載車両を確認した場合の取り扱い

3.1 改善指示

工事現場及び記録書類等で過積載を確認した場合、受注者へ書面により改善を指示する。計量票発行機関以外の施設へ土砂を搬出する工事において、荷台枠高さを超えて積載している車両を確認した場合、また、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を搬出する工事において、荷台枠から 20cm の高さを超えている積載している車両を確認した場合、直ちに受注者へ自重計等による積載量の計測を指示し、過積載と確認された場合は改善を指示する。

なお、受注者は、改善指示を受けた場合、改善報告書を提出しなければならない。
(様式 3)

3.2 改善命令

改善指示にもかかわらず過積載が再発する場合又は計量票のデータによる車両の積載量が最大積載量を 20% 以上超過していた事実が確認された場合、総括監督員は改善命令を行う。

なお、受注者は、改善命令を受けた場合、改善報告書を提出しなければならない。
(様式 3)

3.3 工事成績への適切な評価

過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、監督員は工事成績において厳格かつ適正に評価する。

3.4 工事変更処理

過積載が行われた場合、その実態を調査した上で、残りの土砂などの運搬量を確認し、必要に応じて、工事変更（減額）する。

4 建設土砂等の工事間利用がある場合の取り扱い

工事間利用による建設土砂等の搬入車両についても、過積載を防止しなくてはならない。積載量が荷台枠を超えている場合は、当該車両を「過積載と疑わしい」と判断し、以下により過積載の発生原因を徹底的に調査し、根絶を図る。

4.1 車両情報の調査

受注者は、「疑わしい」状況を直ちに写真撮影し、搬入車両の出荷元、事業者、相

手工事受注者、事業場所、連絡先及び自重計等による積載量等の車両情報を調査した上で、監督員に報告することとする。(様式4)

4.2 工事間利用相手工事への通知

監督員は、工事間利用相手工事の発注者または監督員へ、過積載防止の徹底について書面により通知する。(様式5)

5 その他取組

受注者は、搬出車両記録表、計量票、ダンプカー等の車検証及び自重計技術基準適合証の複写並びに記録写真等について、工事完了後1年間保管しなければならない。

受注者は、過積載に関する点検や調査の際には、工事完了後を含めて協力しなければならないものとする。

関係様式集

自重計計測記録表

契約件名:

受注者名:

No.	月 日	計測時刻	車両番号	表示番号	自重計製造事業者名及び形式		車両の最大積載量 (kg)	自重計計測値 (kg)	是正措置等	計測者氏名	備考 (計量票積載量等)
					製造事業者名	形式					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

※ 本記録表は、監督員に提出するものではなく、受注者が自重計による計測結果を管理するための参考様式となっているが、監督員から結果等に関する請求があった場合には直ちに提示しなければならない。
 なお、自重計等計測結果については、建設発生土再利用機関が発行する計量票等と関連付けて、比較・管理することが望ましい。

搬出車両記録表 ()

契約件名:

受注者名:

下請負者:

搬出先名:

No.	月日	搬出先 への 搬入 時刻	受付番号	総重量 (kg) (a)	風袋重量 (kg) (b)	正味重量 (kg) (c)=(a)-(b)	最大積載量 (kg) 車検証データ (d)	過積載量 (kg) (e)=(c)-(d)	積載率 (f)=(c)/(d)	搬出量 (m ³) ※	車両番号	積載量 監視責任 者	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

集 計

搬出時期	搬出車両総数 (台)	定量積載 (台)	過積載 (台)	超過積載率別車両内訳(台) (積載率>1.0 ⇒ 過積載)						搬出量 総量(m ³)	備 考
				1.1未満	1.1以上	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上		
〇〇年〇〇月 ～ 〇〇年〇〇月	(100)	()	()	()	()	()	()	()	()		

かつこ内は、構成比(小数点以下四捨五入)

※ 空欄でもよい

改善報告書

年 月 日

(総括監督員又は監督員) 殿

住所
受注者
氏名
〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕

現場代理人氏名

年 月 日に交付された(指示書・改善指示書・改善命令書)について、
下記の通り改善したので報告します。

契 約 番 号

契 約 件 名

1 発生原因
(別添資料による説明も可)

2 改善内容
(別添資料による説明も可)

〈添付資料〉

- (1) 搬出車両記録表
- (2) 計量票
- (3) 施工体系図、下請契約書等
- (4) その他(自動車検査証、搬出記録写真表)

過積載車両報告書

年 月 日

殿

住所
受注者
氏名
〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

現場代理人氏名

下記工事において、工事間利用による搬入車両の一部に過積載を確認したので報告します。

契 約 番 号

契 約 件 名

報告内容

工事間利用により下記工事から搬入した土砂等運搬車両の一部に、過積載と疑わしい車両を確認したので報告します。

(相手工事に関する情報)

- 1 契約件名：
- 2 工事場所：
- 3 工事発注者：
(監督員等連絡先含)
- 4 工事受注者：
- 5 車両情報等 (別添資料による説明も可)
 - (1)搬入日時
 - (2)車両番号
 - (3)運搬業者名
 - (4)運転手氏名
 - (5)自重計等による計測値
 - (6)その他(積載状況写真等)

〇〇財建〇〇第〇〇〇号
年 月 日

(工事間利用相手工事発注者又は監督員等) 殿

東京都財務局建築保全部
工事主管課長 氏名
(公 印 省 略)

過積載の再発防止について (通知)

当局発注工事の現場内において、貴職所管の工事から建設発生土の工事間利用により掘した土砂等運搬車両の一部について、過積載と疑わしい車両を確認しましたので下記のお知らせいたします。

過積載は道路交通法及び道路法等で厳しく禁止されており、その防止には、土砂等の出側及び搬入側とが連携して過積載の撲滅に向けて取り組んでいくことが必要です。

つきましては、貴職におかれましては、過積載防止の一層の徹底及び再発防止を図るから、工事関係者へ周知していただくとともに、改善に向けての取り組みを強化するなご協力いただきますよう、よろしくお取りはからい願います。

記

1 搬出側工事 (貴職所管工事)

契約件名:

工事場所:

受注者:

2 搬入側工事 (当局発注工事)

契約件名:

工事場所:

受注者:

3 車両情報等

①搬入日時

②車両番号

③運搬業者名

④運転手氏名

⑤自重計等による計測値

⑥その他

(問い合わせ先)

東京都財務局建築保全部△△課

担当: 〇〇〇〇

連絡先: 〇〇〇〇-××××

記入例 1

搬出車両記録表（発生土）

契約件名: ○○○○建設工事
 受注者名: △△△△建設株式会社
 下請負者: ○×興業(株)
 搬出先名: ○○受入基地

No.	月日	搬出先への搬入時刻	受付番号	総重量 (kg) (a)	風袋重量 (kg) (b)	正味重量 (kg) (c)=(a)-(b)	最大積載量 (kg) 車検証データ (d)	過積載量 (kg) (e)=(c)-(d)	積載率 (f)=(c)/(d)	搬出量 (m ³)	車両番号	積載量監視責任者	備考
1	10月2日	13:22	0012303010-04	19,200	10,200	9,000	9,750	-750	0.92	5.0	1677	都庁 太郎	
2	10月2日	13:25	0012303010-05	18,800	10,300	8,500	9,700	-1,200	0.88	4.7	1678	都庁 太郎	
3	10月2日	13:35	0012303010-08	18,900	10,850	8,050	9,400	-1,350	0.86	4.5	1680	都庁 太郎	
4	10月2日	14:15	0012303010-10	20,150	10,880	9,270	9,500	-230	0.98	5.2	2385	都庁 太郎	
5	10月2日	14:23	0012303010-13	19,000	10,250	8,750	9,500	-750	0.92	4.9	2388	都庁 太郎	
6	10月2日	14:32	0012303010-22	19,750	10,250	9,500	9,600	-100	0.99	5.3	2390	都庁 太郎	
7	10月2日	16:46	0012303010-24	18,800	10,300	8,500	9,700	-1,200	0.88	4.7	2394	都庁 太郎	
8	10月5日	10:15	0012303010-04	19,230	10,550	8,680	9,800	-1,120	0.89	4.8	1045	都庁 太郎	
9	10月5日	10:15	0012303010-05	19,480	10,500	8,980	10,000	-1,020	0.90	5.0	1048	都庁 太郎	
10	10月5日	11:05	0012303010-08	19,780	9,800	9,980	10,200	-220	0.98	5.5	1050	都庁 太郎	
11	10月5日	11:12	0012303010-12	18,990	9,650	9,340	9,700	-360	0.96	5.2	1052	都庁 太郎	
12	10月5日	11:18	0012303010-13	19,200	10,450	8,750	9,800	-1,050	0.89	4.9	1053	都庁 太郎	
13	10月5日	14:08	0012303010-15	19,150	9,900	9,250	10,250	-1,000	0.90	5.1	1055	都庁 太郎	
14	10月5日	14:34	0012303010-18	18,230	9,680	8,550	9,650	-1,100	0.89	4.8	1060	都庁 太郎	
15	10月5日	15:54	0012303010-19	18,920	10,100	8,820	9,750	-930	0.90	4.9	1062	都庁 太郎	
16	10月5日	16:23	0012303010-20	20,110	10,600	9,510	9,800	-290	0.97	5.3	1063	都庁 太郎	
17	10月6日	09:04	0012303010-02	18,920	9,780	9,140	10,400	-1,260	0.88	5.1	802	都庁 太郎	
18	10月6日	09:16	0012303010-04	19,570	9,950	9,620	10,500	-880	0.92	5.3	805	都庁 太郎	
19	10月6日	11:43	0012303010-08	19,200	9,550	9,650	9,700	-50	0.99	5.4	812	都庁 太郎	
20	10月6日	11:46	0012303010-09	19,160	9,650	9,510	9,700	-190	0.98	5.3	813	都庁 太郎	
21	10月6日	13:28	0012303010-10	18,320	9,900	8,420	9,800	-1,380	0.86	4.7	815	都庁 太郎	
22	10月6日	15:25	0012303010-11	18,210	9,200	9,010	9,900	-890	0.91	5.0	816	都庁 太郎	
23	10月6日	16:55	0012303010-14	18,670	10,400	8,270	10,200	-1,930	0.81	4.6	820	都庁 太郎	
24	10月6日	16:59	0012303010-15	18,230	8,760	9,470	9,700	-230	0.98	5.3	822	都庁 太郎	
25													
26													
27													
28													
29													
30													

集計

搬出時期	搬出車両総数 (台)	定量積載 (台)	過積載 (台)	超過積載率別車両内訳(台) (積載率>1.0 ⇒ 過積載)						搬出量総量(m ³)	備考
				1.1未満	1.1以上	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上		
令和8年10月 ～ 令和8年10月	24	24	0	0	0	0	0	0	0	120.5	
	(100)	(100)	()	()	()	()	()	()	()		

かっこ内は、構成比(小数点以下四捨五入)

このスペースには記入しないでください。

協 議 書
報 告

令和 8 年 1 0 月 6 日

東京都財務局建築保全部
施設整備第〇課長 丸の内 五郎 殿

契約書と同一の住所等を記入する。

住所 東京都新宿区東新宿八丁目2番1号
受注者 △△△建設株式会社
氏名 代表取締役社長 新宿 次郎
〔法人の場合は名称〕 押印不要
及び代表者の氏名

現場代理人氏名 関東 一郎 押印不要

下記の工事について、特記仕様書による過積載防止対策マニュアル2.2.2「搬出車両記録表

の作成」に基づき (協議) (報告) します。

契 約 番 号	契約書の番号を記入 08-00123
契 約 件 名	〇〇〇〇建設工事

(協議) (報告) 内容
本工事における令和8年10月に搬出した発生土の搬出車両記録については、下表のとおりです。

搬出先名称： 〇〇受入基地 (令和8年10月実施分)

車両総数	定量積載	過積載	超過積載率別車両内訳				備 考
			1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上	
24台	24台	0台	0台	0台	0台	0台	
(100)	(100)	()	()	()	()	()	

カッコ内は構成比を記入 (小数点以下四捨五入)

監理業務受託者	事務所名		担当者名	印
---------	------	--	------	---

記入例 3

搬出車両記録表 (コンクリート塊)

契約件名: ○○○○建設工事
 受注者名: △△△△建設株式会社
 下請負者: ○×リサイクル
 搬出先名: ○○再生工場

No.	月日	搬出先への搬入時刻	受付番号	総重量 (kg) (a)	風袋重量 (kg) (b)	正味重量 (kg) (c)=(a)-(b)	最大積載量 (kg) 車検証データ (d)	過積載量 (kg) (e)=(c)-(d)	積載率 (f)=(c)/(d)	搬出量 (m ³)	車両番号	積載量監視責任者	備考
1	10月5日	11:20	94064520701	19,370	10,370	9,000	9,750	-750	0.92		2670	都庁 太郎	
2	10月5日	11:25	94064520711	19,370	10,370	9,000	9,750	-750	0.92		2672	都庁 太郎	
3	10月5日	11:30	94064520698	19,370	10,370	9,000	9,750	-750	0.92		2678	都庁 太郎	
4	10月5日	14:53	94064520699	19,670	10,670	9,000	10,000	-1,000	0.90		2680	都庁 太郎	
5	10月5日	14:56	94064520732	19,670	10,670	9,000	10,000	-1,000	0.90		2256	都庁 太郎	
6	10月5日	15:24	94064520742	19,670	10,670	9,000	10,000	-1,000	0.90		2284	都庁 太郎	
7	10月5日	15:46	94064520750	19,670	10,670	9,000	10,000	-1,000	0.90		2237	都庁 太郎	
8	10月6日	10:15	94064530226	19,130	10,130	9,000	9,800	-800	0.92		1045	都庁 太郎	
9	10月6日	10:15	94064530653	19,130	10,130	9,000	10,000	-1,000	0.90		1048	都庁 太郎	
10	10月6日	11:05	94064531228	19,800	10,800	9,000	10,200	-1,200	0.88		1050	都庁 太郎	
11	10月6日	11:12	94064530062	19,800	10,800	9,000	9,700	-700	0.93		1052	都庁 太郎	
12	10月6日	11:18	94064530065	19,800	10,800	9,000	9,800	-800	0.92		1053	都庁 太郎	
13	10月6日	14:08	94064530070	19,800	10,800	9,000	10,250	-1,250	0.88		1214	都庁 太郎	
14	10月6日	14:34	94064530124	19,130	10,130	9,000	9,650	-650	0.93		1243	都庁 太郎	
15	10月6日	15:54	94064530154	19,130	10,130	9,000	9,750	-750	0.92		1284	都庁 太郎	
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

集計

搬出時期	搬出車両総数 (台)	定量積載 (台)	過積載 (台)	超過積載率別車両内訳 (台) (積載率>1.0 ⇒ 過積載)						搬出量総量 (m ³)	備考
				1.1未満	1.1以上	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上		
令和8年10月 ～ 令和8年10月	15	15	0	0	0	0	0	0	0		
	(100)	(100)	()	()	()	()	()	()	()		

かつこ内は、構成比(小数点以下四捨五入)

このスペースには記入しないでください。

協 議 書
報 告

令和8年10月 6日

東京都財務局建築保全部
施設整備第〇課長 丸の内 五郎 殿

契約書と同一の住所等を記入する。

住所 東京都新宿区東新宿八丁目2番1号
受注者 新宿建設 株式会社

氏名 代表取締役社長 新宿 次郎

〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕 押印不要

現場代理人氏名 関東 一郎 押印不要

下記の工事について、特記仕様書〇〇による過積載防止マニュアル2.2.2「搬出車両記録表の作成」

に基づき

協 議
報 告

します。

契 約 番 号	契約書の番号を記入 08-00123																																	
契 約 件 名	〇〇〇〇建設工事																																	
<p>〔 協 議 〕 内容</p> <p>〔 報 告 〕</p> <p>本工事における令和8年10月に搬出したコンクリート塊の搬出車両記録については、下表のとおりです。</p> <p>搬出先名称： 〇〇再生工場</p> <p style="text-align: right;">(令和8年10月実施分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両総数</th> <th rowspan="2">定量積載</th> <th rowspan="2">過積載</th> <th colspan="4">超過積載率別車両内訳</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>1.2以上</th> <th>1.3以上</th> <th>1.4以上</th> <th>1.5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15台</td> <td>15台</td> <td>〇台</td> <td>〇台</td> <td>〇台</td> <td>〇台</td> <td>〇台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(100)</td> <td>(100)</td> <td>(〇)</td> <td>(〇)</td> <td>(〇)</td> <td>(〇)</td> <td>(〇)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">カッコ内は構成比を記入(小数点以下四捨五入)</p>							車両総数	定量積載	過積載	超過積載率別車両内訳				備 考	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上	15台	15台	〇台	〇台	〇台	〇台	〇台		(100)	(100)	(〇)	(〇)	(〇)	(〇)	(〇)	
車両総数	定量積載	過積載	超過積載率別車両内訳							備 考																								
			1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上																												
15台	15台	〇台	〇台	〇台	〇台	〇台																												
(100)	(100)	(〇)	(〇)	(〇)	(〇)	(〇)																												

監理業務受託者	事務所名		担当者名	印
---------	------	--	------	---

參考資料

資材重量（参考値）

配管	配管口径 (mm)	重量 (kg/m)
排水用 鋼管 (CP)	32	3.38
	40	3.89
	50	5.31
	65	7.47
	80	8.79
	100	12.2
	125	15.0
	150	19.8
200	30.1	

配管	配管口径 (mm)	重量 (kg/m)
硬質塩化 ビニル ライニング 鋼管 (VB)	20	1.82
	25	2.61
	32	3.61
	40	4.16
	50	5.66
	65	7.92
	80	9.5
	100	13.1
	125	16.21

電線	導体径(mm) 又は 導体公称 断面積(mm ²)	重量 (kg/m)	
		2心	3心
IV EM IE	1.6	0.026	0.145
	2.0	0.037	0.185
	3.5	0.044	0.135
	5.5	0.07	0.175
	8.0	0.095	
	14	0.16	
	22	0.245	
	38	0.395	
	60	0.625	
	100	1.06	
	150	1.57	
	200	2.02	
	250	2.59	
325	3.27		

電線	配管口径 (mm)	重量 (kg/m)	
		2心	3心
VVF	1.6	0.1	0.145
	2.0	0.13	0.185
EM-EEF	1.6	0.095	0.135
	2.0	0.12	0.175

電線	導体公称 断面積 (mm ²)	重量 (kg/m)			
		単心	2心	3心	4心
600V CV VE EM CE	2.0	0.06	0.11	0.14	0.17
	3.5	0.08	0.16	0.2	0.25
	5.5	0.1	0.22	0.29	0.36
	8.0	0.13	0.28	0.37	0.47
	14	0.19	0.41	0.54	0.7
	22	0.27	0.6	0.81	1.05
	38	0.42	0.95	1.3	1.7
	60	0.65	1.5	2.05	2.7
	100	1.05	2.45	3.35	4.4
	150	1.5	3.5	4.85	6.4
	200	2.05	4.7	6.5	8.5
250	2.5	5.7	7.95	10.45	
325	3.2	7.3	10.2	13.45	

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

注 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(昭和四十二年八月二日法律第百三十一号)

(目的)

第1条 この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石その他政令で定める物をいう。

2 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

3 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第3条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 経営する事業の種類及び規模その他の概要
- 三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量
- 四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量
- 五 自動車の車庫又は常置場所の位置
- 六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離
- 七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)

第4条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(使用廃止の届出)

第5条 第3条の規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(積載重量の自重計の取付け)

第6条 土砂等運搬大型自動車を使用する者は、経済産業省令・国土交通省令で定める技術上の基準に適合する積載重量の自重計(積載重量を自動的に計量するための装置をいう。)を当該土砂等運搬大型自動車に取り付けなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第7条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、6箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

- 一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条第1項又は第2項の違反行為をしたとき。
- 二 道路交通法第117条の2第1項第1号、第3号若しくは第4号、第117条の2の2第1項第1号、第3号若しくは第7号、第117条の4第1項第2号又は第118条第1項第5号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。
- 三 道路交通法第118条第1項第1号若しくは第2項第1号又は第119条第1項第1号から第6号まで、第15号若しくは第20号若しくは第2項第1号若しくは第2号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 警視總監又は道府県警察本部長は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、前項各号のいずれかに該当することとなつたと認めるときは、速やかに、意見を付して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

第8条 国土交通大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条、第32条、第35条若しくは第37条の規定若しくは同法第40条の規定に基づいて発する命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条の規定により適用される場合を含む。)又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定(労働者派遣法第45条の規定により適用される場合を含む。)に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、6箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。

2 都道府県労働局長は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、前項の違反行為があつたと認めるときは、速やかに、意見を付して、その旨を当該土砂等運搬大型自動車を使用する者の住所地を管轄する地方運輸局長に通報しなければならない。

(自動車検査証の返納等)

第9条 国土交通大臣は、第7条第1項又は前条第1項の規定により土砂等運搬大型自動車の使用を禁止したときは、当該土砂等運搬大型自動車の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車検査証を国土交通大臣に返納し、又は当該土砂等運搬大型自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずしたうえ、その自動車登録番号標について国土交通大臣の領置を受けるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、前2条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了したときは、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録番号標を返付しなければならない。

3 前項の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該土砂等運搬大型自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第1項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法第16条第1項の申請(同法第15条の2第5項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。)に基づき一時抹消登録をしたものについては、前2条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第18条の2第1項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

第10条 削除

(協業化等の促進)

第11条 国は、大型自動車を使用して行なう土砂等の運搬に関する事業(以下単に「土砂等の運搬に関する事業」という。)の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、土砂等の運搬に関する事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体)

第12条 土砂等の運搬に関する事業を行なう者が次に掲げる事項の全部又は一部を行なうことを主たる目的として組織する団体(法人であるものに限る。)は、その成立の日から30日以内に、政令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に、政令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 構成員が行なう交通事故の防止を図るための措置に関する指導、調査及び研究
- 二 構成員が雇用する運転者の技能及び教養の向上を図るための指導、調査及び研究
- 三 団体としての交通安全に関する意見の公表又は行政庁に対する申出
- 四 行政庁が構成員に対して発する通知の構成員への伝達その他行政庁が交通安全に関し行なう措置に対する協力
- 五 この法律その他交通関係法令及び労働基準関係法令の違反行為の予防

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を関係各大臣に通知するものとする。

(報告等)

第13条 国土交通大臣及び関係各大臣並びに都道府県知事は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をした団体に対し、その行なう事業に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び育成)

第14条 国及び地方公共団体は、第12条第1項の規定による届出をした団体の指導及び育成に努めるものとする。

(土砂等の輸送体系の確立)

第15条 国及び地方公共団体は、安全かつ合理的な土砂等の輸送体系を確立するため、鉄道又は船舶による大量輸送を促進するとともに、輸送施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第16条 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、土砂等運搬大型自動車の使用に関して必要な報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項に規定する者の事務所その他の事業場又は土砂等運搬大型自動車の所在する場所に立ち入り、土砂等運搬大型自動車、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第17条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 第7条第2項又は第8条第2項に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第18条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第19条 第7条第1項又は第8条第1項の規定による処分に違反した者は、3月以下の拘禁刑若しくは5万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第20条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 二 第9条第1項の規定による命令に違反した者
- 三 第9条第3項の規定に違反した者

第21条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条の規定に違反した者
- 二 第16条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務又はその法人若しくは人が使用する大型自動車に関し、第19条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第23条 第3条第1項若しくは第3項又は第5条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から起算して9箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令

(昭和四十二年十二月十八日政令第三百六十三号)

最終改正：平成一四年六月七日政令第二〇〇号

内閣は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第1項、第12条第1項、第17条第1項及び第2項並びに第18条の規定に基づき、この政令を制定する。

（土砂等の範囲）

第1条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 砂利（砂及び玉石を含む。）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- 二 鋳さい、廃鋳及び石炭がら
- 三 コンクリート、れんが、モルタル、しつくいその他これらに類する物のくず
- 四 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

（団体の成立の届出）

第2条 法第12条第1項の規定による届出は、都道府県知事以外の行政庁が法人の設立の許可をした団体にあつては国土交通大臣に対し、都道府県知事が法人の設立の許可をした団体にあつては当該都道府県知事に対し、書面によりするものとする。

2 法第12条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 目的及び事業
- 三 役員の名及び住所
- 四 成立の年月日並びに法人の設立の許可を受けた年月日及びその許可をした行政庁
- 五 定款
- 六 当該団体が法第12条第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を行なうことを目的とする団体に加入している場合にあつては、その加入している団体の名称及び主たる事務所の所在地

（団体の解散等の届出）

第3条 法第12条第1項の規定による届出をした団体は、解散し、又は前条第2項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その解散し、又は変更を生じた日から30日以内に、その旨を国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(権限の委任)

第4条 法第3条第1項から第3項まで、第5条、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

2 法第7条第2項及び第8条第2項に規定する地方運輸局長の権限並びに前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

(国土交通省令への委任)

第5条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

附 則

1 この政令は、昭和43年2月1日から施行する。

土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令

(昭和四十三年二月五日通商産業省・運輸省令第一号)

最終改正：平成一二年三月二九日通商産業省・運輸省令第一号

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第六条の規定に基づき、土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令を次のように定める。

(定義)

- 第一条 この省令において「目盛標識」とは、計量値又はそれに関連する値を表示するための数字又は点、線その他の記号をいう。
- 2 この省令において「アナログ指示機構」とは、計量値を連続的に示す目盛標識の集合をいう。
- 3 この省令において「デジタル表示機構」とは、計量値を一定間隔で断続的に表示する目盛標識の集合をいう。
- 4 この省令において「表示機構」とは、アナログ指示機構及びデジタル表示機構をいう。

(許容誤差)

第二条 自重計の表示の誤差は、大型自動車（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第四条の土砂等運搬大型自動車をいう。以下同じ。）の物品積載装置に土砂等を均等に積載し、かつ、平坦な路面に停止している状態において、表す量が真実の量を超える場合にあつては真実の量の二十五パーセント、表す量が真実の量に足りない場合にあつては真実の量の十五パーセントを超えるものであつてはならない。ただし、表す量が最大積載量の百五十パーセントを超える場合又は表す量が最大積載量の八十パーセントに足りない場合にあつては、この限りでない。

(機構及び作用)

- 第三条 自重計は、大型自動車に取り付けられた状態において、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 振動、衝撃、浸水、じんあい等によつて、容易に損傷又は狂いを生じないこと。
- 二 かじ取性能、制動性能その他大型自動車の運行の安全を損なわないこと。
- 三 内部機構を外部から容易に調整できないこと。
- 四 積載重量に相当する質量の指示が見やすいこと。
- 五 停止している状態において、最大積載量の八十パーセント以上百五十パーセント以下の積載重量に相当する質量を直接に表示する表示機構を有するものであること。

(表記及び目盛標識)

- 第四条 自重計の表記及び目盛標識は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであつてはならない。
- 2 前項に規定するほか、自重計の目盛標識は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）は、五百キログラム以下であること。
 - 二 アナログ指示機構を有するものにあつては、主な目盛線及び特定の積載重量に相当する質量を表す目盛線には、その値を表す数値が表記されていること。
 - 三 積載重量に相当する質量が最大積載量を超えた状態であることを示すための目盛標識が付されているときは、その目盛標識は、色彩又は形状の差異により、他の目盛標識と明瞭に識別できるものであること。
- 3 自重計の表示機構は、その表す積載重量に相当する質量の計量単位又はその記号が表記されているほか、デジタル表示機構にあつては、ひょう量が表記されているものでなければならない。

附 則

この省令は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第六条の規定の施行の日（昭和四十三年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年三月二九日通商産業省・運輸省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

その他関連する法令

○道路交通法

第五十七条 車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限つて許可をしたときは、車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

（罰則 第一項については第百十八条第二項第一号、第百十九条第二項第一号、第百二十条第二項第二号、第百二十三条 第二項については第百二十一条第二項第一号、第百二十三条）

○道路法

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

○貨物自動車運送事業法

第十五条 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備及び管理、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な事項

二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項
2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

3 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、当該運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する当該運送の指示をしてはならない。

4 前三項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

5 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。